

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 第4回定期監査

課名：教育総務課

指摘事項等	措置状況	備考
<p>【指摘事項】 該当なし</p> <p>【注意事項】 (1) 契約事務について 基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。 今後は、契約に関する法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。 ①契約保証金の免除の根拠となる添付資料に不備があるもの ②長期継続契約の適用法令が誤っているもの</p> <p>【要望事項】 (1) 契約事務について ①年度当初から業務が発生する契約の締結時期について 通常、受託者が業務に着手する際には契約締結後、一定の準備期間が必要になると思われる。年度当初から業務が発生する契約については、債務負担行為及び長期継続契約等により前年度中に契約を締結しているが、契約締結日が年度末となっており、準備期間が確保されていないものが散見される。よって、契約の締結については、受託者が契約締結日から履行開始日まで適切な準備期間を確保できる時期までに行うこと及びそのために必要となる債務負担行為等の設定時期についても十分検討すること。</p>	<p>【指摘事項】 該当なし</p> <p>【注意事項】 (1) ①契約保証金の免除について、4号免除の場合、「契約締結日から過去2年間以内に契約と履行まで完結している必要があること」を担当者及び決裁者にて再確認を行いました。以降同様の不備が発生しないよう対処いたします。また保証金免除の要件が満たされない場合は契約保証金を納めてもらう等適正な事務執行に努めます。 ②長期継続契約については契約により適用法令が異なるため、当該契約に適用する法令を確認し、以降同様の誤りがないよう対処いたします。また課内で周知・徹底し、適正な契約事務執行に努めます。</p> <p>【要望事項】 (1) ①年度当初から業務が発生する契約については、債務負担行為及び長期継続契約等により前年度中に契約の締結を予定しているものについては、速やかに契約を締結し、受託者が契約締結日から履行開始日まで適切な準備期間を確保できるよう努めます。また今後の契約において債務負担行為等の設定時期については、適切な準備期間が確保できるよう十分に検討してまいります。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 第4回定期監査

課名：議会事務局

指摘事項等	措置状況	備考
<p>【指摘事項】 該当なし</p> <p>【注意事項】 (1) 契約事務について 基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。 今後は、契約に関する法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。 ①契約必要書類が落札通知日より7日以内に提出されていないもの </p>	<p>【指摘事項】 該当なし</p> <p>【注意事項】 ①契約事務規則第3・9条第2項の「落札者は、前項の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出しなければならない。」とする規定については、「初日を算入する。」ことを全局員で再確認しました。また、回覧時においても担当者だけでなく、各職員が自ら起案した立場で確認していく意識づけを徹底します。 </p>	
<p>【要望事項】 (1) 契約事務について ①年度当初から業務が発生する契約の締結時期について通常、受託者が業務に着手する際には契約締結後、一定の準備期間が必要になるとと思われる。年度当初から業務が発生する契約については、債務負担行為及び長期継続契約等により前年度中に契約を締結しているが、契約締結日が年度末となっており、準備期間が確保されていないものが散見される。中には契約締結日が新年度の4月1日となっており、契約締結日と履行開始日が同日となっているものもある。よって、契約の締結については、受託者が契約締結日か </p>	<p>【要望事項】 ①契約事務については、業務の適正執行に係る根幹であると再認識し、受託者が契約締結日から履行開始日まで適切な準備期間を確保できる時期までに行うこと及びそのために必要となる債務負担行為等の設定時期についても十分検討するなどの適正な事務執行に努めてまいります。 </p>	

指摘事項等	措置状況	備考
ら履行開始日まで適切な準備期間を確保できる時期までに行うこと及びそのために必要となる債務負担行為等の設定時期についても十分検討すること。		

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 第4回定期監査

課名：税務課

指摘事項等	措置状況	備考
<p>【指摘事項】</p> <p>該当なし</p> <p>【注意事項】</p> <p>該当なし</p> <p>【要望事項】</p> <p>(1) 会計事務について</p> <p>①収入科目等の過誤防止対策について</p> <p>法人市民税の収入について、手書き納付書の読み込みエラーにより、現年課税分が滞納繰越分に収入されているものが散見された。収入の確認については、担当（納税係）が翌月初旬にエラーチェックを行なっており、当該誤収入についても既に正しい科目等（現年課税分）に振替されているが、当該過誤は今後も発生する状況であるため、早急に対策を講じること。</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>該当なし</p> <p>【注意事項】</p> <p>該当なし</p> <p>【要望事項】</p> <p>(1) 会計事務について</p> <p>①収入科目等の過誤防止対策について</p> <p>今回ご指摘を受けたものについて、納税係・市税係の法人市民税の担当及び会計課において調査・協議を実施しました。その結果、納付書の枠外に年度を示す数字部分があり、手書き用の納付書ではその部分についても手書きをしていましたが、それがエラーの要因であると推定されました。</p> <p>対策としまして、従来使用していた手書き用の納付書に替えて、当該枠外の数字部分のみを印字した納付書を作成しました。今後につきましては、エラーの発生を抑止することを目的に当該納付書を使用しています。</p>	
<p>(2) 契約事務について</p> <p>①完了検査の時期の確保について</p> <p>委託契約のうち履行期限を年度末に設定しているものがあるが、委託の完了検査の時期は完了通知の受領日から10日以内である。検査は年度内に完了させる必要があるため、履行期限である年度末当日に完</p>	<p>(2) 契約事務について</p> <p>①完了検査の時期の確保について</p> <p>委託契約のうち履行期限を年度末に設定しているものがありましたが、実際には完了通知は履行期限より早く提出されており、履行期限当日に提出されることはありませんでした。</p>	

了通知の提出があった場合、業務が設計図書に従い適正に履行されているかどうか等の確認を行うための検査の時期は、当該完了通知の提出日当日に限定される。このため、検査の時期を十分に確保できないこと、また検査により履行の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときに、その是正又は改善を求める期間を年度内にとれなくなり、延いては事故繰越等により市に損害を与える可能性が誘発されることが懸念される。このため、履行期限については、年度末まで業務が発生する場合を除き、年度末から10日以上前に設定し、完了検査の時期を十分確保できるようにすること。

なお、業務が年度末まで発生するため、履行期限が年度末になる場合についても、あらかじめ毎月の出来高の確認を行う等により、年度末の完了検査をスムーズに行うことができるような方法をとること。

しかしながら、履行期限当日に完了通知が提出され、是正・改善を求める期間を年度内にとれなくなり、事故繰越等により市が損害を被る可能性は否定出来ず、履行期限について見直しをする必要があると認識いたしました。

つきましては、次回契約時より履行期限を年度末から10日間以上前に設定することとし、完了検査の時期と、完了検査により是正又は改善を求める期間を確保いたします。